



オンライン研修レポート

2026年8月17日(月)

10:00～12:30

児童虐待対応における自治体の課題と解決策

児童虐待の根本解決に向けて

地方自治体ができること

～教育×福祉の視点で考える～

講師: こども家庭庁参与 社会福祉士・保育士・防災士 辻由紀子先生

報告者: 上田さおり

今回、オンラインで「児童虐待の根本解決に向けて地方自治体で何ができるか」についての研修を受講させていただきました。本年4月にはわが市でも児童相談所が開設されました。研修を通して改めて私の心に深く残ったのは、以前学んだことのある「溺れる赤ちゃんのメタファー」「川下で溺れる赤ちゃんを救う(事後対応・保護)」だけでなく、川上で赤ちゃんを投げ入れる人を止めなければ(根本予防)、問題は永遠に解決しない」という視点です。わが市で児童相談所が開設されたことは、川下で溺れる子どもを抱き上げ、命を救うための救済体制が大きく一步前進したことを意味しており、本当に心強く感じています。しかし同時に、私たち一人ひとりや自治体に本当に求められているのは、子どもを川に投げ入れざるを得ないほど親を孤立させないこと、そして困窮や悩みを抱え込ませない「川上での支える力」なのだと再認識しました。

このレポートでは、新設された児童相談所という「川下」の救済体制の意義を踏まえつつ、子どもや保護者を未然に救うための「川上」における自治体の役割や地域のあり方についてまとめていきたいと思います。

日本が抱える構造的な課題

- 社会課題の連鎖と根本的な解決の必要性
 - DV(面前DVや親の喧嘩含む)、児童虐待、こどもの貧困、いじめ、ヤングケアラーなどの課題はすべてつながっている。そのため、表面的な「枝葉の施策」だけでは解決しない。

- 「制度を守って人を守らず」という本末転倒
 - 国や地方自治体において、制度やルールの運用が優先され、目の前の困っている人が置き去りになる事態が発生している。
- 年度・縦割り・人事異動による「分断」
 - 当事者の困難は年度末で終わるわけではない。人を年度や縦割り行政で区切る体制や、担当職員の頻繁な異動が継続的な支援の壁になっている。
- 広域・階層間の連携不足
 - 国・都道府県・市区町村という行政の階層間や、自治体の枠を超えた広域連携の難しさが存在する。
- 「切れ目のない連携」の形骸化
 - これらの構造的課題をクリアできなければ、「切れ目のない支援」や「連携」は言葉だけで、絵に描いた餅になってしまう。
- 「制度がある」と「制度が使える」の違い
 - 単に制度が存在するだけでは不十分であり、当事者が実際に「使える（届く）」支援になっていなければ意味がない。
 -

・ 体罰・暴言が及ぼす影響(科学的・医学的根拠)

- 脳への深刻なダメージ: 体罰や暴言は子どもの脳の発達に悪影響を与える(友田明美教授の研究)。
 - 厳しい体罰: 前頭前野(社会生活に重要な部位)の容積が 19.1%減少。
 - 言葉の暴力(暴言): 聴覚野(声や音を知覚する部位)が変形。
- 望ましくない影響: 親による体罰は「ネガティブな親子関係」「精神的な問題」「反社会的な行動」「強い攻撃性」を高める(約 16 万人規模のデータ分析)。

2. 法制度の強化(法律改正の動き)

- 児童虐待防止法改正・民法改正: 2020 年 4 月に体罰禁止が明記され、児童相談所の体制強化や保護者への再発防止・医学的・心理学的指導(努力義務)が盛り込まれた。2022 年には民法の「懲戒権」が削除された。



これまでは歴史的に風土的に折檻が認められている国であったことになる。

これには大変ショックな思いで驚いた

・**こども家庭センターの設置**: 令和 6 年 4 月より市町村での設置が努力義務化(令和 8 年度までに全市区町村に整備予定)。妊産婦から子育て家庭まで、地域で切れ目のない包括的・継続的支援を行う中核となる。

- ・ **児童福祉法等の改正**: 被措置児童等虐待の対象範囲の見直しや、通報・支援体制の明確化が進められている。

3. 虐待・DV・ストーカー被害の実態

- ・ **心理的虐待の増加**: 児童虐待相談対応件数のうち「心理的虐待」が 59%(最多)を占め、その約 6 割が子ども面前での DV(面前 DV)である。
- ・ **交際相手からの被害(デート DV)**: 20 代等を含む交際相手からの暴力・暴言・束縛(身体的、精神的、性的、経済的暴力)は広く存在し、内閣府調査では約 6 人に 1 人(18%)が被害経験を持つ。
- ・ **ストーカー規制法の改正**: 紛失防止タグ等を使った位置情報の無断取得、職権警告の創設、被害者・情報提供の禁止規定など、対策が強化されている。

子どもの権利と行政の枠組み

- ・ **子どもの権利条約**(日本は 1994 年批准): 「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つで構成される。
- ・ **こども家庭庁設置法**(2023 年 4 月発足): 子どもの最善の利益を優先し、年齢・発達に応じた意見尊重や、子どもおよび子どもがある家庭への包括支援・権利利益の擁護を目的とする。

不登校・家庭の課題と「相談までの壁」

- ・ **不登校背景要因**: きょうだいの不登校、発達障害の診断・疑い、ひとり親・共働き家庭、特別支援教育ニーズなどが上位を占める(文科省調査)。
- ・ **支援につながらない壁**: SOS の出し方や言葉を知らない、制度や利用枠の不備、交通費・通信費の不足、時間・物理的制約など多岐にわたる。必要なのは単なる助言ではなく「付き添い」や「解決」。

ひとり親世帯・困窮する若者の実態

- ・ **ひとり親世帯の現状**: 母子世帯の 80%は離婚が理由。シングルマザーの就労率は 86.6%と高いものの、平均就労収入は 236 万円(父子世帯は 496 万円)。養育費を受けたことがない世帯が 57%に上る。

- ・ グリ下(繁華街)の若者の状況: 虐待・貧困・精神疾患などで親や親族を頼れず、住居や仕事に行き着かない。焦りから事件や犯罪に巻き込まれるリスクが高い。

社会課題の根本と連鎖の断ち切り

- ・ 根本原因: 児童虐待、障害者虐待、DV、いじめなどは、根底にある

「人権」の軽視や不理解という共通点を持つ。

- ・ 連鎖を断つ手段: 「適切な人とのつながり」「知識＝教育」「制度」「啓発」「社会の関心」を通じて人権を守ることが不可欠。
- ・ 学年別の「生きる」教育: 1年(プライベートゾーン)～6年(結婚・子育て・親子関係)まで体系的に実施。
- ・ ねらい: アタッチメント(愛着)理論を踏まえ、自己肯定感を高めるアプローチを展開。身近で複雑なテーマを捉え直し、対話を通じて未来を生き抜く価値観を見出す。

大阪市立生野南小学校 (現 田島南小中一貫校) における『生きる』教育の実践

- ・ トラウマ・インフォームド・エデュケーション
 - 子どもの「心の傷」や背景にある環境に着目し、安全・安心・愛情を保障する学校づくり。
- ・ 主な成果
 - 6年間で対人関係の暴力による要医療件数がゼロに。
 - 全国学力・学習状況調査で全国平均以上に向上。
 - 大阪市内で「性・生教育」と位置付けられる。
 -



文科省「生命(いのち)の安全教育」へと繋がる。

- ・ 9年間の発達段階別カリキュラム(抜粋)

- 1～3 年：プライベートゾーン、SOS の出し方、命のルーツ、子どもの権利
- 4～6 年：LSW(生い立ちと向き合う)、自己の凸凹、支配と愛の違い、心の傷と家庭
- 7～9 年：脳と心と体、リアルデート DV、SNS 誹謗中傷、子ども虐待（加害者・被害者両視点）

虐待・DV・いじめ・困窮などの根本原因は

「人権の軽視・不理解」にある。

1. 適切な人とのつながり(地域で頼れる人を増やす)
2. 知識＝教育(自分と相手を守る学び)
3. 制度の柔軟な運用(付き添い型の支援)
4. 啓発と社会の関心(地域全体での安全基地化)
5. **受援力の育成**(安心して「助けて」と言える環境)

感想

私がこの研修を受講したいと思ったのは、「なぜこれほど深刻な児童虐待がなくならないのか、その根本原因は何なのか」「自分自身として、そして行政として何ができるのか」を深く学びたいと考えたからです。

講師の辻由起子先生ご自身が、ご主人からの DV やシングルマザーとしての様々な葛藤を抱えてこられた経験を通じ、若者や悩みを抱える人たちと真摯に向き合われてきたお話を多くご教示いただきました。そこで痛感したのは、虐待は個人や一世代だけの問題ではないということです。

痛ましい虐待事件のニュースが流れると、「親が未熟だ」「子どもがかわいそう」「子育ての能力がない」といった非難の声が溢れ、そうした感情を抱くのも無理はないと感じます。しかし、虐待をしてしまった当事者の「私の力をもっと信じてほしかった」「完璧な母親になりたかった」という切実な声に触れ、私たちはそこまで深く寄り添い、理解し

ようとしていただろうかとハッとさせられました。虐待に追い込まれる親の葛藤は、度合いの濃淡こそあれ、子育てを経験した人なら誰もが一度は抱いたことのある思いだったからです。

私自身、幼い頃から子どもが大好きで子育てに憧れを抱いていました。しかし現実はいまよくないことばかりでした。新生児期に子どもが寝ず、睡眠不足で精神的に不安定になった時期は、街で出会う人を見ては「あの人は十分に眠れているのだろう」と羨んだり、同世代の子ができるようになった報告を聞くだけで何日も落ち込んだりしていました。今振り返れば何でもない話ですが、当時は追い詰められ、普通の精神状態ではなかったのだと思います。そんな私が子育てを乗り越えられたのは、家族や近所の方々の支えがあったからです。「子育ては地域や社会全体でするものだ」という視点に、一人ひとりが立たなければならないと心底実感しました。

研修でご紹介いただいた NHK ETV 特集の『「生きる」教育を君たちへ』も拝見しました。自分の心と体を自分で守るためのノウハウを学び、「自分はとても大切な存在なんだ」と理解する授業です。実践された先生方の「何でも話していい。真剣に話している人のことは自分も受け止めてね。そういう文化を作りたい」という言葉が強く心に残りました。子どもたちに「人を頼っていいんだよ」と伝える「受援力」の大切さこそ、今の社会に最も求められていると感じます。

本年 4 月にわが市(尼崎市)で児童相談所が開設された今だからこそ、救済体制(川下)の充実に加え、親を孤立させない地域づくりや予防教育(川上)の推進が不可欠です。まずは私自身、一人の個人として、そして議員という立場として意識を変革し、誰もが安心して頼り合えるまちづくりに向け、できることから着実に取り組んでまいります。

児童虐待対応における 自治体の 課題と解決策

8月17日(月)
in 京都

同時開催！
オンラインセミナー

◆10:00～12:30

児童虐待の根本解決に向けて地方自治体でできること ～教育×福祉の視点で考える～



1. 児童虐待はなぜ起こるのか
2. 親の本音・子どもの本音 ～現場のリアルな声より～
3. 福祉の視点で考える
4. 教育の視点で考える ～生命（いのち）の安全教育～
5. 効果があった！地方自治体ですぐに取り組めること

講師：辻由起子【こども家庭庁参与】

佛教大学通信教育課程社会学部卒。リスクだらけの子育て経験と、小・中学校の相談員の経験から、全ての人が子育てを楽しめる社会を目指して活動中。社会福祉士・保育士等の数多くの資格を有するとともに和歌山市家庭教育支援アドバイザーや松原市男女共同参画推進審議会副会長等も務める。24時間テレビ、NHKおはよう日本などマスコミに多数取り上げられている。

◆13:30～16:00

児童虐待の現状と政策課題 ～子どもの権利を基盤とした支援体制の再構築に向けて～



1. なぜ、いま「児童虐待」に着目するべきか
2. 児童虐待の基本的理解
3. なぜ児童虐待は減少しないのか
4. 児童虐待の予防・早期発見・支援
5. 児童虐待の予防・対応を機能させる政策課題

講師：伊藤 嘉余子

【大阪公立大学学長補佐/大阪公立大学現代システム科学研究科教授】

日本社会事業大学大学院博士後期課程修了(博士(社会福祉学))。福島学院大学専任講師、埼玉大学教育学部准教授、大阪府立大学教育福祉学類准教授等を経て、現職(大阪公立大学現代システム科学研究科教授)。大阪公立大学学長補佐、大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類長、大阪公立大学教育福祉研究センター長。社会福祉士、保育士。日本社会福祉学会理事、認定NPO法人CAPセンター・JAPAN理事長、堺市社会福祉審議会委員等を務める。主な著書として「児童養護施設におけるレジデンシャルワーク」「子どもと社会の未来を拓く：保育相談支援」「子どもを支える家庭養護のための里親ソーシャルワーク」等多数。

お申込みはホームページからお願いいたします。

廣瀬行研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。
※もしくは下記QRコードより申込んで下さい。

<https://www.hirosegyoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ			
お名前			
貴所属先			
領収書 お宛名			
ご住所	(〒 —)		
TEL	()	—	
FAX	()	—	
E-mail	@		



8月17日(月) 10:00~12:30 京都

児童虐待の根本解決に向けて
地方自治体でできること



8月17日(月) 13:30~16:00 京都

児童虐待の
現状と政策課題

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒ をお願いいたします。

☐ オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず E-mail をご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。
※お申し込み後、事務局から受講確認書をFAXにてご送付させていただきます。
※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。
※おひとり様につき1つの講座の申し込みが必要です。
※オンライン受講の際、1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。

受講料

1 講座受講 15,000 円 (税込)

2 講座受講 25,000 円 (税込)

開催場所

京都 JA ビル

JR 京都駅 八条口より徒歩 5 分

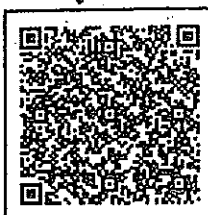
近鉄京都駅 八条口より徒歩 7 分

市営地下鉄 (烏丸線) 京都駅 八条口より徒歩 5 分

市営地下鉄 (烏丸線) 九条駅 徒歩 4 分

午前の申込はこちら

午後の申込はこちら



お問い合わせ・事務局

(株) 廣瀬行政研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.hirosegyoken.jp>